女性雨衣	製式	肩章	外側の端を肩口に縫いつけ、襟側を黒色のボタン一個で留める。
		前面	中央に隠しボタン五個を一行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットを斜めにつける。
		後面	中央にひだを一本つける。
		そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、黒色のボタンで留める。
		その他	胴回りに共切れのバンド通し二個及びバンド一個をつけ、黒色のバックルで留める。頭きんは、下部にスナップ、ボタン又はファスナーをつける。側面に鼻おおい一個をつけ黒色のボタン又はスナップで留める。
	形状は、図のとおりとする。		
編上靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
短靴	白色（幹部自衛官、准海尉及び幹部自衛官の候補者たる海曹長に限る。）の革製若しくは布製（底は、革製とする。）又は黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性第一種短靴	白色又は黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性第二種短靴	白色又は黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性第三種短靴	短靴と同じとする。		
作業靴	白色の帆布製とし、底は、ゴム製とする。形状は、図のとおりとする。		
帽章	正帽	幹部自衛官及び准海尉	黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲み、その上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金モール製の桜葉及び銀モール製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
		海曹長から三等海曹まで	黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりとその上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金色金属製の桜葉及び銀色金属製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
		海士長以下	黒色八丈織の鉢巻式とし、前面に所属を示すものとして防衛大臣が定める文字、両端にいかり各一個を金色の金版打としたものとする。形状は、図のとおりとする。

雨衣	製式	前面	第一種外とうと同じとする。
		後面	すそをさき、黒色の隠しボタン二個をつける。
		そで	長そでとする。そで口にバンドをつけ、黒色のボタンで留める。
		その他	胴回りに共切れのバンド一個をつけ、黒色のバックルで留める。頭きんは、下部のまわりにボタン穴五個をあけ、側部に鼻おおい一個及びこれを留めるボタン三個をつける。
	形状は、図のとおりとする。		
	地質	雨衣と同じとする。	
女性雨衣	製式	襟	開襟及びステン襟兼用とする。裏側に頭きんを留める黒色のボタン五個をつける。
		肩章	外側の端を肩口に縫いつけ、襟側を黒色のボタン一個で留める。
		前面	中央に隠しボタン五個を一行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットを斜めにつける。
		後面	中央にひだを一本つける。
		そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、黒色のボタンで留める。
		その他	胴回りに共切れのバンド通し二個及びバンド一個をつけ、黒色のバックルで留める。頭きんは、下部にスナップ、ボタン又はファスナーをつける。側面に鼻おおい一個をつけ黒色のボタン又はスナップで留める。
	形状は、図のとおりとする。		
編上靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
短靴	白色（幹部自衛官、准海尉及び幹部自衛官の候補者たる海曹長に限る。）の革製若しくは布製（底は、革製とする。）又は黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性第一種短靴	白色又は黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性第二種短靴	白色又は黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性第三種短靴	短靴と同じとする。		
作業靴	白色の帆布製とし、底は、ゴム製とする。形状は、図のとおりとする。		